

# 組合共済 | 組合員の暮らしを様々な面からサポート!

- ①組合共済は「組合員全員加入の共済制度」です。月額600円の掛金で助け合う独自の給付制度です。
- ②共済給付申請(権利発生後の事由)の**時効は3年**。共済掛金が遅滞なく完納されていることが要件です。共済規程が別に定められています。

(2025年1月1日改定)

給付事由		給付額	
死亡弔慰金	組合員 普通死亡	150,000円	
	組合員 事故死亡	100,000円	
	配偶者	60,000円	
	子(扶養) <sup>注1</sup>	60,000円	
組合員重度障害見舞金	親(実・義・養・継父母)	20,000円	
	労働者災害補償保険法施行規則「身体障害者等級」1・2級及び3級の一部	60,000円	
組合員疾病見舞金(ケガは対象外) ★注2	休業7日以上	10,000円	
	休業30日以上	30,000円	
	休業90日以上	40,000円	
	休業120日以上	50,000円	
住宅・災害見舞金 <sup>注3</sup>	火災等	全焼・全壊	300,000円
		半焼・半壊	270,000円
		一部焼・一部壊	90,000円(以内)
	自然災害等	全焼・全壊・流出	100,000円
		半焼・半壊	50,000円
		床上浸水	30,000円
同居親族の死亡	30,000円		
組合員の結婚祝	20,000円		
組合員の配偶者の入院見舞金 <sup>注4</sup>	5,000円		
組合員の子の出生祝	20,000円		
組合員(同一生計)の子の就学祝(小学校)	10,000円		
組合員(同一生計)の子の卒業祝(中学校)	10,000円		
組合員の成人祝(満20歳)	10,000円		
組合員の敬老祝(満70歳)	10,000円		
組合員の功労祝(満75歳)	15,000円		
組合員休業見舞金 ただし労務不能となる連続7日以上の場合★	診療開始より入院1日につき	5,000円	
	入・通院合わせて通算30日を限度とする 通院1日につき	1,500円	

(注1) 2025年1月～適用  
 (注2) 疾病見舞金や休業見舞金について、同一疾病の給付は一回(限度枠まで)となります。転移や合併症などは同一とみなしますが、同一疾病でも医師の全治証明後3ヵ月を超えたときは給付の対象となる場合があります。  
 (注3) 地震・噴火など対象にならない災害もあります。  
 (注4) 配偶者の入院見舞金は、配偶者が疾病・傷病等により1日以上入院した場合をいい、入院日数に関係なく給付は年度1回。ただし、通常分娩や人間ドックは対象外となります。  
 ★組合加入後、3ヵ月間に限っては給付対象となりません。



# ひとりでも入れます! 2025 全建岐阜

## 組合事務所一覧 お近くの事務所までお気軽にお問い合わせください

事務所	住所	電話・FAX 番号
県本部	〒500-8384 岐阜市藪田南3-9-5 (岐阜県庁南側)	TEL 058-274-3131 FAX 058-274-3133
岐阜	〒500-8384 岐阜市藪田南3-9-5 全建総連厚生会館3階	TEL 058-213-3226 FAX 058-213-3227
西濃	〒503-0803(大垣市情報工房) 大垣市小野4-35-10 ソフトピアジャパニアネックス306号	TEL 0584-47-5601 FAX 0584-47-5602
東濃	〒509-5114 土岐市肥田町浅野 824-1	TEL 0572-55-1523 FAX 0572-55-1613
中濃	〒505-0041 美濃加茂市太田町41 ワタケンビル4階	TEL 0574-24-1223 FAX 0574-24-1224
飛騨高山	〒506-0031 高山市西之一色町1-60-1	TEL 0577-33-0787 FAX 0577-34-9088

※不在でつながらない場合は、県本部へご連絡ください。

全建岐阜

# 疑問・質問はお気軽にお電話を!

## 組合加入の手続き 一人でも加入できます!

- 1 岐阜県内に在住し、建設業に従事する方なら、男女・年齢問わず組合に加入することができます。組合で取り扱っている岐建国保(健康保険)や労働保険(労災・雇用)などの各種サービスを利用するためにはまず組合に加入する必要があります。
- 2 加入時には、『建設業務確認書』により、建設業の職種・就労状況等の確認をおこない、自らが加入要件を満たしていることを申告していただきます。
- 3 組合員になると、岐建国保や労働保険、生活支援の組合各種共済(建設業退職金・年金共済など)、その他組合がおこなう事業に任意で加入ができます。
- 4 組合に加入すると、組合共済に自動加入(月額600円)となり、冠婚葬祭や傷病見舞金、火災・自然災害見舞金などの給付金の受給権利が発生します(別頁参照)。
- 5 岐建国保に加入する場合は、入院医療共済にも自動加入(月額300円)となり、本人の入院時の保険給付自己負担分を補完します。

## 必要な申請書類

- ① 組合加入申込書
- ② 建設業務確認書
- ③ 預金口座振替依頼書(金融機関の届出印)
- ④ 組合加入時誓約書
- ⑤ 住民票

★組合加入申請の受付は毎月25日(県本部必着)の翌々月1日加入です。ただし、労働保険加入または健保適用除外事業所に係る手続き等は短縮加入ができますのでご相談下さい。  
 ★組合費・保険料・共済金等は指定の銀行口座より毎月2日に引き落とします。ただし、加入時のみ全額現金払いとなります。  
 ★正式な加入申請書の受理後の取り消しについては、手続き上、加入金等を返金できませんので、くれぐれもご注意ください。

納付金	加入金(初回のみ)	ただし組合再加入者、または加入時30歳以下、または現組合員の家族(父母・兄弟姉妹・配偶者・実子・配偶者の子)のいずれか該当する場合は5,000円。	15,000円
	口座引落し(原則毎月2日)	組合費	2,700円
		組合共済掛金	600円
		入院医療共済掛金(国保加入者のみ)	300円
		国保・介護保険料	別頁参照
	総支部費	円	
	支部費	円	

# 退職金制度 | 国の制度で安全・安心の備え 建設労働者の退職金制度

建設業退職金共済(建退共)は建設業で働く方々のための退職金制度です

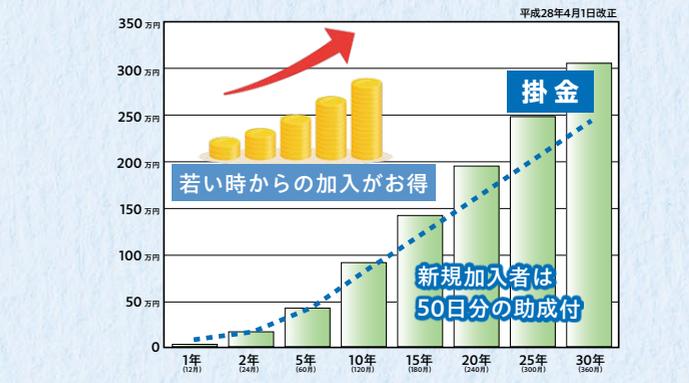
- ◎共済手帳に証紙を貼付することで掛金を積み立てていきます。
- ◎最初の共済手帳には国から50日分の補助がつきます。
- ◎全建岐阜に手帳を預ければ、手帳の更新や証紙購入手続きもラクラク!

## 《一人親方》・・・ご自身の貯えにいかがですか?

- 任意組合に加入することで退職金制度を利用できます。
- 全建岐阜は県下唯一の任意組合です。

## 《事業主》・・・従業員の福利厚生のために導入しませんか?

- 証紙の購入掛金は必要経費になります。
- 公共工事を受注するうえで、有利になります。



# 保養所利用補助 | 日頃の疲れを癒しましょう

## 保養施設一覧

ホテルパーク	岐阜	ゆずり葉	恵那峡温泉
ホテルグランヴェール岐阜	岐阜	睦館	下呂温泉
ホテルリソル岐阜	岐阜	湯本館	下呂温泉
大垣フォーラムホテル	大垣	水明館	下呂温泉
ゆせんの里ホテルなでしこ	養老	ひだホテルプラザ	高山
かみいしづ緑の村公園	上石津	高山グリーンホテル	高山
加登屋	上石津	ホテルアソシア高山リゾート	高山
海津温泉	海津	宝生閣	高山
了山	鬼岩温泉	季古里	古川

年度(6月～5月)に1回1ヵ所**3,000円**補助します

## 岐建国保 万一の入院のときに負担ゼロ 所得に関係なく保険料は定額

### 岐建国保のメリット

#### 1 入院したときの保障が手厚い(本人のみ)★加入91日目より

##### ◎入院医療費が返ってきます!!

岐建国保独自の「払戻制度」と組合共済「入院医療共済」から保険給付の自己負担分をお返しします。※既往・現病歴による制限あり。

入院医療共済 25,000円	独自制度 岐建国保より払戻	<b>自己負担なし</b> .....
-------------------	------------------	------------------------

##### ◎傷病手当金は1日目から!!

入院中の生活保障として入院1日目から支給されます。



同一疾病につき60日まで

第1種 5,500円～第7種 2,000円

#### 2 保険料は定額です

仕事の形態(区分)で保険料が決まるので、所得が増えても定額の保険料です。

令和7年度保険料(月額) 40歳以上65歳未満

保険料種類区分	医療保険料	後期高齢者支援金	介護保険料
第1種 法人事業主	23,400円	6,400円	5,000円
第2種 個人事業主	18,600円	6,200円	4,700円
第3種 一人親方・職人	A 64歳以下	16,700円	5,900円
	B 65歳以上	16,700円	5,400円
第4種 従業員	14,600円	5,400円	4,200円
第5種 25歳～29歳	10,700円	5,000円	
第6種 20歳～24歳	8,700円	4,500円	
第7種 20歳未満	6,700円	3,500円	
家族	年間合計所得が130万円以上	9,900円	3,200円
	一般	4,900円	1,700円
	義務教育を受けている 未就学児	4,200円 2,900円	1,700円 1,200円

第3種A区分…昭和35年4月2日以降生まれ/第3種B区分…昭和35年4月1日以前生まれ  
義務教育…平成22年(2010年)4月2日から平成31年(2019年)4月1日生まれまで  
未就学…平成31年(2019年)4月2日以降生まれ

#### 3 そのほかの制度もあります

(岐建国保独自)

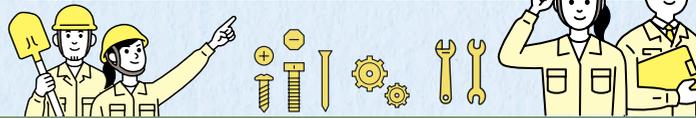
- 県下各地での集団出張健診
- 年間、病院の受診がない場合はお祝い金(要件あり)
- ささまざまな悩みにカウンセリングを提供



##### ◎加入要件

- ① 建設業に従事している
- ② 岐阜県内に住民票がある方(従業員は隣接県も可)
- ③ 一人親方、従業員5人未満の個人事業所の従業員・事業主(現法人事業所は不可)

## 労働保険 現場のケガからあなたを守ります!



### 労災保険

#### 労災保険のメリット

- 治療費 無料**
- 休業** 4日目より平均賃金の8割を給付
- 障害** 等級に応じて年金か一時金を給付
- 死亡** 遺族に年金などが給付



#### 加入方法

事業形態	加入	年間事務手数料
労働者を使用しない一人親方・その家族の方	①	5,000円
元請工事を行い労働者の雇用が年間100日未満の方	①+③	5,000円+500円
常時・年間100日以上労働者を使用する事業所	②+③	6,000円

※上乗せ労災もあります。

### 雇用保険

#### 雇用保険のメリット

- 要件を満たせば再就職手当や失業手当が支給されます
- 事業所に各種助成金が支給されます

#### 雇用保険料

令和7年度(R7.4月～R8.3月)			
	労働者負担 ①	事業主負担 ②	雇用保険料率 ①+②
一般の事業	5.5/1,000	9/1,000	14.5/1,000
建設の事業	6.5/1,000	11/1,000	17.5/1,000

計算例 建設業の従業員さんの4月の給料が31万円の場合【雇用保険料率17.5/1000のため】  
4月の雇用保険料労働者負担は310,000×(6.5/1,000)=2,015円 源泉控除してください。  
事業主負担分は310,000×11/1000=3,410円の負担です。

※早見表はありませんので実額で給料から天引きして下さい。

年間事務手数料 3,000円 + 被保険者 × 500円

#### 事務委託のメリット(事業主)

- ◆ 保険料の額にかかわらず保険料の納付を3回に分割できます
- ◆ 労働保険の事務を全建岐阜が代行して行います
- ◆ 通常では労災保険に加入できない事業主や家族の方でも、労災保険に特別加入することができます

#### ① 一人親方保険料

給付基礎日額	年間保険料
5,000円	31,025円
6,000円	37,230円
8,000円	49,640円
10,000円	62,050円
20,000円	124,100円
25,000円	155,125円

#### ② 事業主保険料(35業種)

給付基礎日額	年間保険料
5,000円	17,337円
6,000円	20,805円
8,000円	27,740円
10,000円	34,675円
20,000円	69,350円
25,000円	86,687円

#### ③ 現場労災(35業種)【一括有期労災保険】

元請工事高	年間保険料	元請工事高	年間保険料
100万円	2,185円	2,000万円	43,700円
500万円	10,925円	5,000万円	109,250円
1,000万円	21,850円		

建設業以外の労災はお問合せください

### 現場賠償共済 パートナー

- 建築工事や増改築工事などに伴って発生する様々な賠償事故を補償します
- 組合員さんを対象とする制度ですので、割安な保険料で加入できます
- 保険料は全額経費となります



#### 保険料の算出について

(例: ペーシックプラン)

お支払い限度額	対人・対物共通で 1億円
前年度年間請求金額1,000万円	年間の保険料 17,400円

### アスベスト被害の補償・救済

- 労災や石綿救済法のアドバイス
- 健康管理手帳の交付
- 安全衛生対策の強化



## まごころ 全建の年金共済制度で 老後のゆとりを育てよう

- (1) 組合員のための年金共済制度  
掛金は指定口座から引落としされます。月払掛金の増額は毎月できます。年2回、月払掛金の減額ができます。
- (2) 年金の種類は6種類  
60歳から70歳までの間に年金開始を選択できます。
- (3) 月払に加入していれば1口10万円単位で「一時払積増」ができます(年2回の所定期間内)
- (4) 加入中に所定の事情が生じた場合、積立金の一部を途中で受け取ることができます。
- (5) 掛金は、一般の生命保険料控除の対象です

## 国民年金基金 将来の備えに3つの利点 国民年金に上乗せ

- (1) 掛金は全額所得控除、受け取る年金にも控除が適用  
掛金は全額「社会保険料控除」となり、税金が軽減されます。
- (2) 掛け捨てにならない公的年金  
給付は、年金または死亡した場合の遺族一時金です。
- (3) 所得の変動に柔軟に対応  
2口目以降の加入口数は、ご希望により増減できます。

## 技術技能 資格の取得 組合で資格を取ろう! 資格取得祝い金あり!

技術・技能の向上、資格取得のために各種講習会の開催や幹旋もします。所定の資格に合格すると、組合から「お祝い金」がもらえます。組合員向けに建設キャリアアップシステム(CCUS)の事業者・技能者登録サポートも行っています。

## 確定申告 わかりやすい「所得計算書」で ラクラク所得計算 税理士法人「ティグレ」と提携

青色、白色申告者を対象に、所得税の申告学習会を開いて、「税金対策」に取り組んでいます。所得税・消費税申告書は税理士法人ティグレが税務署に提出します。また記帳代行も行っています。

## 法律相談 専門家が適切なアドバイス 顧問弁護士による相談ができます

組合では顧問弁護士による法律相談を行っています。  
● 賃金請負代金不払い ● 労災事故 ● 交通事故 ● その他各種相談

## 建設業 許可 建設業許可の取得・更新もお任せ!

建設工事を請け負う場合「軽微な工事」を除き原則建設業許可が必要です。建設業は業種ごとに許可を受ける必要があります。組合では行政書士と提携して許可を受けるサポートをしています。